

議会運営委員会会議録（要旨）

日 時	令和8年2月17日（火） 午前10時00分～午前11時48分
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室
出席委員	委員長 山田けんたろう 副委員長 野村 弘 委 員 大島令子 川合ともゆき 木村さゆり なかじま和代
欠 員	2 人
職務のため 出席した者 の職氏名	市 長 佐藤有美 総務部長 加藤英之 次長 嗟峨 剛 行政課長 山田美代子 財政課長 井上隆雄 議 長 山田かずひこ 委員外議員 ささせ順子 わたなべさつ子 事務局長 門前 健 議事課長 正林直己 議事係長 村瀬紗綾香

1 あいさつ

議長
市長

2 議題

(1) 令和8年第1回長久手市議会定例会について

ア 市長提出議案について

＜説明：総務部長、行政課長、財政課長＞

- ・追加議案第31号～第33号

(大島委員) 議案第33号の給食センター空調機器等改修工事について、工期の記載はあるか。

(行政課長) 議案3ページの位置図に記載している。

(委員長) 説明のとおりの内容でよいか。

＜異議なし＞

イ 一般質問について

＜説明：事務局＞

- ・発言通告 代表質問5人、個人質問8人
- ・日程案

A案：3月3日(火) 代表5人、4日(水) 個人5人、5日(木) 個人3人

B案：3月3日(火) 代表5人、4日(水) 個人4人、5日(木) 個人4人

C案：3月3日(火) 代表4人、4日(水) 代表1人・個人4人、5日(木) 個人

4人

(委員長) 質問通告書の内容について意見はあるか。

(なかじま委員)

会派「香流」の代表質問を行う立場として、2日目の1番がよいのでC案を希望する。

(わたなべ委員外議員)

会派に所属しない議員から、代表質問は1日間にまとめた方が分かりやすいのでB案を希望する意見があった。

(大島委員) 代表質問は関連質問もあるので長くなる。会派「香流」も2日目がよいとのことであったため、C案がよいと思う。

(木村委員) B案とすると、1日目の終了は何時くらいになるか。

(事務局) 個人質問を5人行うと終了時刻は午後4時40分頃であり、代表質問は関連質問がある分、30分くらい長くなると思われる。

(わたなべ委員外議員)

代表質問を1日目にまとめた方がよいということでそのようにした年もあったと思うが、毎回、協議して方針を決めるということか。

(委員長) そのとおりである。

(事務局) 参考として、令和7年第1回定例会では、六つの会派のうち五つの会派が1日目に代表質問を行い、終了時刻は午後5時8分であった。

(大島委員) 質問者間の休憩時間を少し余裕を持って取ってもらえると、会議に集中できる。C案がよい。

(委員長) C案としてよいか。

<異議なし>

(委員長) 質問通告書の内容について意見はあるか。

<意見なし>

ウ 請願について

<説明：事務局>

- ・請願第1号 平池地区高層マンション建設に伴う、道路法第47条に基づく車両制限令の厳格な適用に関する請願
提出者の趣旨説明あり

(委員長) 請願書の内容について、確認事項等はあるか。

<意見なし>

(委員長) 審査する委員会については、総務くらし建設委員会でよいか。

<異議なし>

エ 陳情について

<説明：事務局>

- ・陳情第1号 新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情

提出者の趣旨説明なし

(委員長) 陳情書の内容について、確認事項等はあるか。

<意見なし>

(委員長) 審査する委員会については、議会運営委員会でよいか。

<異議なし>

- ・ 陳情第2号 「薬害教育の推進および薬害リスク（健康被害）情報の周知」に関する陳情

提出者の趣旨説明あり

(委員長) 陳情書の内容について、確認事項等はあるか。

<意見なし>

(委員長) 審査する委員会については、教育福祉委員会でよいか。

<異議なし>

オ 議事日程について

<変更点の説明：事務局>

- ・ 第1号 日程第4 議案第31号～第33号を追加（議案上程、提案者の説明）

- ・ 第2号 日程第1 諸般の報告

請願の提出

日程第3 請願第1号（上程、紹介議員の説明）

日程第4 議案第31号～第33号及び請願第1号を追加
（質疑、委員会付託）

- ・ 第3号～第5号 一般質問の質問順決定

- ・ 第6号 日程第1 議案第31号～第33号及び請願第1号を追加
（委員長報告、質疑、討論採決）

- ・ 付託先委員会 議案第31号：予算決算委員会
議案第32号：総務くらし建設委員会
議案第33号：教育福祉委員会

(委員長) 説明のとおりの内容でよいか。

<異議なし>

(なかじま委員)

議会基本条例にもあるが、賛否が分かれる議案等について議員間討議の実施を促進することとされている。議長からも今年度のうちに実施できるとよいという話があった。議員間討議の実施における手続きを確認したい。

(事務局) 議員間討議の促進に関する申合せ事項では、対象は「議案（議員提案を含む）、請願・陳情及びその他必要な事項」とし、委員は委員会開会の前日までに委員長に意向を表明し、課題・論点を説明すること、委員長は他の委員に提案の内容・課題・論点を説明することとされている。

(2) 長久手市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

(委員長) 政務活動費の額について、年額 12 万円から 15 万円に改正する内容である。資料のとおり、議案として提出することとしてよいか。

<異議なし>

(3) 令和 8 年第 2 回臨時会及び第 2 回定例会について

<説明：事務局>

- ・第 2 回臨時会 5 月 7 日（木）、予備日 5 月 8 日（金）
- ・第 2 回定例会 6 月 4 日（木）から 6 月 30 日（火）までの 27 日間

(委員長) 説明のとおりの内容でよいか。

<異議なし>

(3) 市議会申合せ事項及び運営上の先例集、様式集の改定について

(委員長) 本委員会での協議結果を整理した資料を用意した。赤字部分は本委員会で決定した改定点で、青字部分は改定内容と矛盾が生じないように事務局が文言の修正をしたものである。このとおり進めようと思うがよいか。

(わたなべ委員外議員)

「進めようと思う」とは、この改定内容で決定ということか。

(委員長) そのとおりである。

(わたなべ委員外議員)

今後も、訂正や変更の可能性はあるということよいか。

(委員長) 今後改定の必要が生じれば、そのときに協議を行うことになると思う。

(なかじま委員)

「議会だよりの編集要領」の改正についてはどのような扱いか。

(事務局) 広報広聴協議会で協議され、改正内容は決定している。本委員会で決定する内容と合わせて差し替える。

(なかじま委員)

12 ページにある「2 一般質問 (16) 補助資料」のウについて、本を紹介する場合は「議長の許可を得た上で」ということは本委員会で決めたと思うが、「実物を質問席で掲げて見せない」ということまでルールが必要なのか。

(委員長) 本を質問席に持ち込み、カメラに向けて見せたりするのではなく、表紙をスキャンデータにして、補助資料の一つとして議場内の議員や執行部に共有する形とすることは、本委員会で話し合っただけで決めたことである。

(なかじま委員)

私にはそれに同意した覚えはない。補助資料は、後に市民が見られる形で残らないものであり、録画映像は当年を含めて 5 年間は残るため、「こんな表紙なんだ」ということを少しでも見せられるとよいと思う。

(事務局) 「2 一般質問 (16) 補助資料」のウの部分は、令和 7 年 6 月 24 日に行った本委員会の会議録からほぼ抜き書きしているため、決定したことではある。会議録を読み上げると、「本の紹介については実物を質問席で見せることはせず、事前に議長の許可を得た上で、内容を説明する程度にすることとしたい。表紙を

見せる必要がある場合は、事前にスキャンデータを事務局に提出し、moreNOTEで共有することとする。」である。

(なかじま委員)

会議録どおりということは理解したが、私の記憶では、本の表紙を質問席で見せることと中身を読むこと自体に、議長の許可が必要になったという認識である。実物を掲げて見せないというのは不自然であるし、市民と共有しにくいと思う。

(委員長) 口頭で紹介することで、会議録には書籍名や内容が記載されるが、映像としてPRしている姿を残したいということか。

(大島委員) 補助資料として表紙のスキャンデータを事前に提出し、議長の許可を得ておけば議場で内容の紹介もできるということで、すっきりと解釈できる項目になっていると思う。

(委員長) 映像として残したいのであれば、例えばタブレット端末を掲げてスキャンデータをカメラ画面に見せても同じことだと思う。

(なかじま委員)

本の厚みとか大きさとか、スキャンデータでは共有できない情報もあるので、実物を掲げるのとは違う。

(わたなべ委員外議員)

決定した内容の捉え方が違う委員がいるのであれば、きちんと整理しておく必要はあると思う。

(委員長) 暫時休憩とする。

<休憩：午前 11 時 09 分>

<再開：午前 11 時 35 分>

(委員長) 休憩前に引き続き、会議を開く。

「2 一般質問 (16)補助資料」のウの記載をどうするかについて、なかじま委員より意見があるとのことなので、発言願う。

(なかじま委員)

「本を紹介する場合は、質問日の前日正午までに議長の許可を得た上で、内容を説明する程度とする。」とするのが適切であると考えている。

(委員長) なかじま委員の提案のとおりとしてよいか。

<異議なし>

(副委員長) 一般質問で補助資料を使用する際には、「事前に議長の許可を得る」ことが注意点の一つだが、本を紹介する場合には特に、もう一つのポイントである「内容を説明する程度とする」という部分が大事だと思う。「内容を説明する程度」がどの程度なのかを文言で定めることはなかなか難しいので、個々の判断にはなるが、各議員が良識を持って守れるのであればよい。

(委員長) 事前に議長に許可を得る際には、説明する内容についても合わせて許可を得ることになると思う。議長の裁量に任される部分となるので、お願いしたい。

(わたなべ委員外議員)

補助資料として使用してよい本の定義はあるか。例えば週刊誌等でもよいか。

(議長) 補助資料として有効に活用されるものであればよいと考える。内容による。

(なかじま委員)

12 ページに青字で、録画映像やライブ映像のインターネット配信についての記載を「どこかの項目へ移動」とある。関連する別の申合せや要綱等の方に記載してはどうか。

(事務局) 検討する。

(委員長) その他、市議会申合せ事項及び運営上の先例集、様式集の改定内容について意見はあるか。

<意見なし>

(事務局) 資料の4 ページから18 ページは、現在は「長久手市議会運営上の先例」となっているものであるが、実際には、議会運営等に関する取決めの部分と、イレギュラーな取扱いをした場合などの先例の部分が混在した内容となっている。

事務局からの提案として、取決めの部分と先例の部分を分けて2列にする形で整理してはどうかと考えている。

(委員長) 先例はあくまで先例であり、過去に「申合せが優先されるか、先例が優先されるか」というような話が出たこともあるので、改めてきちんと整理してもらったものである。事務局からの提案について意見はあるか。

(大島委員) 分かりやすくまとまっているのでよいと思う。

(委員長) 提案のとおりまとめてもらうこととし、次回の委員会で最終確認する。

(委員長) 次回は令和8年3月13日(金)午前10時

以上で議会運営委員会を終了する。